

## 高知大学広報顕彰制度実施要項

平成 30 年 10 月 31 日

学 長 裁 定

最終改正 令和 6 年 7 月 2 日

### 1 目的

広報基本方針に掲げるように、高知大学（以下「本学」という。）として、本学の教育・研究及び社会貢献活動の状況や成果を国内外へ広く分かりやすく、かつ積極的に発信することは、本学のブランド力を向上させるだけでなく、大学の持つ社会的使命及び法人としての説明責任を果たすために必須である。

本顕彰制度は、本学教職員又は学生で、積極的な情報発信や創意工夫を凝らした取組を通じて、本学の広報活動をけん引する優れた活動を行った者を学長が表彰することにより、教職員の広報マインドの醸成を図り、本学における広報活動の活性化と一層の発展に資することを目的とする。

### 2 対象

本顕彰制度は、本学の教職員又は学生（組織・団体での取組の場合は当該組織・団体を対象に含む。また、本学を退職又は卒業している者を対象に含むことができる。）で、次のいずれかに該当する者を対象とする。

- (1) 積極的な情報発信や創意工夫を凝らした取組を通じて、本学の広報活動をけん引する優れた活動を行ったと認められる者
- (2) 部局において長期にわたって率先して広報活動に取り組み、その活性化に貢献したと認められる者
- (3) 積極的な啓発活動等を通じて、構成員の広報マインドの醸成に貢献したと認められる者
- (4) その他学長が表彰に値すると認める者

### 3 推薦方法

- (1) 広報を担当する理事は、年度ごとに期間を定めて募集を行い、推薦を受け付けるものとする。
- (2) 推薦者は、選考委員会に対して高知大学広報顕彰制度推薦書（別紙様式 1）及び被推薦者の活動実績を証する資料を受付期間内に提出するものとする。
- (3) 前号の推薦者は、本学の教職員又は学生（本学を退職又は卒業している者を含む。）とし、自薦、他薦を問わないものとする。

### 4 選考委員会

表彰するにふさわしい候補者の選考を行うため、選考委員会を設置する。

- (1) 選考委員会は、国立大学法人高知大学広報戦略委員会に置く広報企画専門委員会の委員長が同委員会委員の中から指名した委員複数名で構成する。
- (2) 委員長は、委員の互選により選出する。
- (3) 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。
- (4) 選考委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- (5) 選考委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

## 5 選考方法

選考委員会は、第3項第2号に掲げる資料等により総合的に審査し、選考理由等を付して、若干名の候補者（個人又は組織・団体）を広報を担当する理事を通じて学長に推薦し、学長が被表彰者を決定する。

## 6 表彰等

- (1) 学長は、前項の決定に基づき、被表彰者に表彰状を授与する。
- (2) 学長は、表彰状の授与にあわせて、記念品等を贈呈することができる。

## 7 選考結果の公表等

- (1) 広報を担当する理事は、役員会において選考の結果について報告する。
- (2) 表彰については、本学広報誌、ホームページ等で公表する。

## 8 事務

事務は、広報を担当する理事の下で広報・校友課が行う。

附 則

この要項は、平成30年10月31日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年6月25日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年7月2日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

